

前橋市富士見都市計画事業小暮土地区画整理事業施行規程新旧対照表

改正案	現行
<p>○<u>前橋勢多都市計画事業小暮土地区画整理事業施行規程</u></p> <p>(事業の名称)</p> <p>第2条 前条の土地区画整理事業の名称は、<u>前橋勢多都市計画事業小暮土地区画整理事業</u>(以下「事業」という。)という。</p> <p>(土地区画整理審議会の設置)</p> <p>第8条 事業を施行するため、<u>前橋勢多都市計画事業小暮土地区画整理審議会</u>(以下「審議会」という。)を置く。</p>	<p>○<u>前橋市富士見都市計画事業小暮土地区画整理事業施行規程</u></p> <p>(事業の名称)</p> <p>第2条 前条の土地区画整理事業の名称は、<u>富士見都市計画事業小暮土地区画整理事業</u>(以下「事業」という。)という。</p> <p>(土地区画整理審議会の設置)</p> <p>第8条 事業を施行するため、<u>富士見都市計画事業小暮土地区画整理審議会</u>(以下「審議会」という。)を置く。</p>